

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳の障害等級認定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、令和2年4月7日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の再交付処分のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を総合等級4級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、2級への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、障害等級を2級に変更することを求めている。

身体障害者手帳4級でしたが、先生の見立ては2級でした。もどして下さい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2 年 1 2 月 1 1 日	諮問
令和 3 年 1 月 2 2 日	審議（第 5 1 回第 2 部会）
令和 3 年 2 月 2 5 日	審議（第 5 2 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 15 条 1 項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条 4 項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法施行令 10 条 1 項は、知事は、手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者から手帳の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、手帳を交付しなければならないと定めており、法施行規則 7 条は、手帳の再交付の申請は、法 15 条 1 項に定める医師の診断書及び同条 3 項に定める意見書等を添えて行う旨を定めている（法施行規則 2 条）。

法施行規則 5 条 1 項 2 号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条 3 項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに 1 級から 7 級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者（再交付申請者を含む）の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成 12 年東京都規則第 215 号）及び同規則 5 条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成 12 年 3 月 31 日付 11 福心福調第 1468 号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準 8 条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙 2 参照）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法 15 条 1 項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。ただし、診断書に記載された医師の意見（法 15 条 3 項の意見）は、診断に当たった医師の意見であり、最終的には処分庁が診断書の記載内容全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

このため、仮に、処分庁により交付される手帳に記載された障害等級が、申請書に添付された診断書に記載された医師の意見と異なることがあったとしても、診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当な点がなければ、手帳の交付処分に取消、変更理由があるとはできない。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件に係る一上肢の機能障害及び一下肢の機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由	
	上 肢 機 能 障 害	下 肢 機 能 障 害
2 級	4 一上肢の機能を全廃したものの	
3 級	3 一上肢の機能の著しい障害	3 一下肢の機能を全廃したものの
4 級	3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの
5 級	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害
7 級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害	2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害

また、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度等級について、認定基準7条は、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、また、合計指数は以下右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとされている。

合計指数	認定等級	障害等級	指数
------	------	------	----

18以上	1級	1級	18
11～17	2級	2級	11
7～10	3級	3級	7
4～6	4級	4級	4
2～3	5級	5級	2
1	6級	6級	1
		7級	0.5

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

(2) 請求人の肢体不自由の障害等級について

本件診断書によれば、請求人の障害名は、「脳梗塞」を原因とする「右半身感覚鈍麻、歩行起立障害」であるとされ（別紙1・I・①及び②）、総合所見においては「歩行、起立困難」及び「ADL不良」とされ（別紙1・I・⑤）、また、「神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見」の「参考図示」では、右半身全体に感覚障害があるなどとされている（別紙1・II・一・参考図示）。

したがって、請求人の身体障害については、右上肢及び右下肢の機能障害として各々認定するのが相当である。

以上を前提に、以下、請求人の右上肢及び右下肢の機能障害の程度について検討する。

ア 右上肢の機能障害の程度

本件診断書の記載によれば、請求人の右上肢全体に感覚障害の感覚鈍麻が認められ（別紙1・II・一・1）、筋力テスト（MMT）では、全ての項目で「×（筋力消失又は著減：筋力0、1、2該当）」とされ（別紙1・III）、関節可動域（ROM）についても、右肩関節の屈曲・伸展、外転・内転、右前腕の回外・回内及び右中手指節（MP）においてやや可

動域に制限が認められるが、その他はおおむね正常とされている（別紙1・Ⅲ）。

また、動作・活動の欄では、右手単独動作の「コップで水を飲む」の評価は記載されていないが、両手動作の上肢に関する動作・活動は全て○（自立）であること（別紙1・Ⅱ・二）から、目的動作能力は保たれている。

そして、請求人の右握力は、「11kg」とされている（別紙1・Ⅱ）。

そうすると、請求人の右上肢に係る障害は、一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害（5級）に至っているとまでは認められないことから、一上肢の機能の軽度の障害と認定するのが相当であり、これは等級表の障害等級7級に該当する。

イ 右下肢の機能障害の程度

本件診断書の記載によれば、請求人の右下肢全体に感覚障害の感覚鈍麻が認められ（別紙1・Ⅱ・一・1）、筋力テスト（MMT）については、全ての項目で「×（筋力消失又は著減：筋力0、1、2該当）」とされている（別紙1・Ⅲ）ものの、関節可動域（ROM）は、概ね正常と評価されている（別紙1・Ⅲ）。

また、歩行能力及び起立位の状況の欄によれば、歩行能力（補装具なしで）は、2km以上歩行不能、起立位保持（補装具なしで）は、10分以上困難とされていること（別紙1・Ⅱ・三）、さらに、動作・活動の欄（別紙1・Ⅱ・二）によれば、「正座、あぐら、横座り」は記載されていないが、それ以外の下肢に関する動作・活動は全て○（自立）であること（別紙1・Ⅱ・二）から、目的動作能力は良好に保たれている。

以上からすれば、請求人の右下肢に係る障害は、軽度の障害と認定するのが相当であり、これは等級表の障害等級 7 級に該当する。

ウ 上下肢機能障害の総合等級

請求人の肢体不自由の障害程度については、認定基準 7 条により各々の障害の該当する等級の指数が合計され、上記ア及びイにより、右上肢機能障害 7 級（指数 0.5）＋右下肢機能障害 7 級（指数 0.5）＝総合等級 6 級（合計指数 1）となることから、障害等級 6 級と認定するのが相当である。

(3) 本件障害の総合等級

請求人の障害認定については、認定基準 7 条により、上記(2)・ウの上下肢機能障害及び既認定の心臓機能障害の該当する等級の指数を合計した値により認定することとされるものであることから、上下肢機能障害総合 6 級の指数 1 と心臓機能障害 4 級の指数 4 とを合計すると指数 5 となり、合計指数が 4～6 の場合、認定等級は 4 級となることから、総合等級は 4 級と認定するのが相当である。

(4) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「上肢機能障害【右上肢機能の軽度障害】（7 級）」、「下肢機能障害【右下肢機能の軽度障害】（7 級）」、「心臓機能障害（ペースメーカー）（4 級）」として、「障害等級 4 級」と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は第 3 のとおり、本件障害の障害等級を 2 級に変更することを求めているが、上記 2 のとおり、本件処分は、上記 1 の法令等の規定に則り、適正になされたものと認められるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び2(略)